

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月29日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第8号

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(学年及び学期)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学校（幼稚園を除く。第11条、第17条、第18条、第19条の2及び第20条において同じ。）の学期は2学期に区分する。

3 学期の期間は、校長（園長を除く。第3条第2項、第3項及び第4項、第10条の2、第14条、第17条、第18条、第19条の2並びに第20条において同じ。）が定め、あらかじめ京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

4 幼稚園の学期は、3学期に区分する。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか次の表に掲げるとおりとする。

	学年始休業日	夏季休業日	冬季休業日	学年末休業日
幼稚園	4月1日から4月5日まで	7月21日から8月31日まで	12月24日から翌年1月6日まで	3月25日から3月31日まで
小学校	4月1日から4月5日まで	7月21日から8月31日までの間で校長が定める日	12月24日から翌年1月6日までの間で校長が定める日	3月25日から3月31日まで
中学校	4月1日から4月5日まで	7月21日から8月31日までの間で校長が定める日	12月24日から翌年1月6日までの間で校長が定める日	3月21日から3月31日まで

- 2 校長は、前項に規定する休業日のほか、別に休業日を定めることができる。
- 3 校長は、前2項の規定により休業日を定めるときは、休業日を除く日（以下「授業日」という。）が前条第1項に規定する期間において205日以上になるよう定めなければならない。
- 4 校長は、第1項及び第2項の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 5 校長（園長を含む。以下同じ。）は、教育上必要があるときは、休業日を授業日に振り替えることができる。
- 6 校長は、前項の規定により休業日を授業日に振り替えるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、代日休業日を設けることができる。

第10条の2第1項中「(園長を除く。以下第14条、第17条、第18条、第19条の2及び第20条において同じ。)」を削る。

第11条中「(幼稚園を除く。以下第17条、第18条、第19条の2及び第20条において同

じ。)」を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)